

令和4年度独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年度独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構調達等合理化計画（以下「計画」という。）を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 令和3年度の契約状況

表1のとおり、全体の契約件数は1,890件、契約金額は約179.1億円であり、うち競争性のある契約は、1,527件（80.8%）、約146.1億円（81.6%）、競争性のない随意契約は363件（19.2%）、約33.0億円（18.4%）となっている。

令和2年度と比較して全体の契約件数が150件減少しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、オンライン訓練用としてパソコン及び周辺機器の購入が増加したこと、熱中症対策として空調設備を整備したこと等によるものである。また、競争性のない随意契約の件数及び金額は、令和2年度と比較して9件の減少、0.1億円の減少となっている。

【表1】 令和3年度の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の調達全体像

調達種別	令和2年度		令和3年度		比較増△減	
	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
競争性のある契約	1,668 (81.8%)	208.5 (86.3%)	1,527 (80.8%)	146.1 (81.6%)	△ 141 (△ 8.5%)	△ 62.4 (△ 29.9%)
うち競争入札等	1,656 (81.2%)	207.3 (85.8%)	1,507 (79.7%)	144.3 (80.6%)	△ 149 (△ 9.0%)	△ 63.0 (△ 30.4%)
	12 (0.6%)	1.2 (0.5%)	20 (1.1%)	1.8 (1.0%)	8 (66.7%)	0.6 (50.0%)
競争性のない随意契約	372 (18.2%)	33.1 (13.7%)	363 (19.2%)	33.0 (18.4%)	△ 9 (△ 2.4%)	△ 0.1 (△ 0.3%)
合計	2,040 (100.0%)	241.6 (100.0%)	1,890 (100.0%)	179.1 (100.0%)	△ 150 (△ 7.4%)	△ 62.5 (△ 25.9%)

(注) 比較増△減の（ ）書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

(2) 令和3年度の一者応札・応募の状況

表2のとおり一者応札・応募件数は339件（22.2%）、契約金額は約32.4億円（22.2%）であり、令和2年度と比較して、一者応札・応募件数は2件（0.6%）増加しており、金額は約8.1億円（33.3%）増加している。

一者応札・応募件数の増加は、訓練用機器の調達案件において、新型コロナウイルス感染症による影響として、全世界的な半導体等の部品の供給不足に伴い、製品供給が不透明となったことにより、調達数442件のうち125件（28.3%）が一者応札となったこと、システム保守・運用管理業務の調達案件において、システム開発業者以外の者による実施が困難であること等の理由から、24件のうち14件（58.3%）が一者応札となったことが主な要因となっている。

なお、一者応札・応募の金額の増加は、大規模な職業能力開発施設における訓練用機器の賃借業務の調達で一者応札が発生したことが主な要因となっている。

【表2】 令和3年度の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の一者応札・応募状況

応札者数	令和2年度		令和3年度		比較増△減	
	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
2者以上	1,331 (79.8%)	184.2 (88.3%)	1,188 (77.8%)	113.7 (77.8%)	△ 143 (△ 10.7%)	△ 70.5 (△ 38.3%)
1者	337 (20.2%)	24.3 (11.7%)	339 (22.2%)	32.4 (22.2%)	2 (0.6%)	8.1 (33.3%)
合計	1,668 (100.0%)	208.5 (100.0%)	1,527 (100.0%)	146.1 (100.0%)	△ 141 (△ 8.5%)	△ 62.4 (△ 29.9%)

(注) 比較増△減の（ ）書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、競争性のある契約のうち一者応札・応募となった調達の改善に努めることとする。

(1) 一者応札・応募の改善

競争性のある調達において、一者応札・応募となった案件については、入札説明書等を受領したが、応札しなかった事業者から応札に至らなかった理由を聴取し、一者応札等となった要因の把握・分析、次回調達時の改善措置案を策定し、次回調達において改善方針を着実に実行するPDCAサイクルを活用した取組を行っているところである。

また、二か年連続一者応札・応募となった案件について、更なる要因の把握・分析を行い、「改善の余地があるもの」と「改善が困難と思料されるもの」に分類し、「改善の余地があるもの」に

については特に重点的に取り組み、本部において事前点検を実施した上で調達時期の早期化、履行期間の充分な確保、業者の新規開拓などの必要な改善措置を講じたところである。

令和4年度においても、同様の取組を行うことにより、一者応札・応募の改善に取り組むこととする。

【当該取組により、前回一者応札・応募となった調達案件で令和4年度に同様の案件の調達を行うものについては、可能な限り改善策を講じ、一者応札・応募の低減を図ると共に、競争性のある調達のうち一者応札・応募件数の割合を前年度より低下させる。】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

（1）随意契約に関する内部統制の確立

随意契約を締結することになる案件については、契約相手方が明らかに一に限定されている場合を除き、機構本部内に設置された「随意契約検証チーム」において、事前点検を実施し、随意契約検証チームの承認を得なければ、調達手続を開始できない仕組みとしている。

また、随意契約の検証対象となる調達については、適正な価格で契約を締結するよう見積内容を精査の上、価格交渉を実施している。

令和3年度において対象となった44件の案件は、すべて随意契約によることが適正であることを確認し、適正な価格で契約を締結するよう見積内容を精査の上、価格交渉を実施した。

令和4年度においても、随意契約に関する内部統制に資するため随意契約検証チームによる事前点検を引き続き実施するとともに、契約相手方が明らかに一に限定される随意契約を除く調達については、事前に随意契約が適切であるかを確認し、また、契約にあたっては適正な価格となるよう見積内容を精査の上、価格交渉を実施することとする。

【随意契約検証チームによる事前点検の件数（随意契約検証チームによる点検を実施したか。）】

（2）適正な契約手続のための取組

当機構では、契約事務担当者向けに、「自主点検マニュアル」を作成し、調達手続に誤りが発生しないよう定められた手続に漏れがないよう契約事務担当者自ら点検を行うこととしている。

令和3年度において自主点検マニュアルにおいて定められた事項を適正に実施しているかどうか、本部において一部の案件を抽出（28件）し、確認した結果、適正に実施されていることが確認できた。

令和4年度においても、契約手続の一層の適正化を推進するため、各支部等における調達案件の中から本部において一部の案件（20件）を抽出し、確認を実施することとする。

【自主点検マニュアルにおいて定められた事項を実施しているか、本部において各支部等における調達案件の中から一部の案件を抽出し、その内容を確認する。】

4. 自己評価の実施

計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を厚生労働大臣に報告し、厚生労働大臣の評価を受ける。厚生労働大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定、策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制の構成や役割等（調達等合理化検討会等）

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

【調達等合理化検討会】

総括責任者	経理担当理事
副総括責任者	経理部長
メンバー	契約第一課長、契約第二課長

また、随意契約の点検を迅速に行うことができるよう調達原課等から事前に機構本部契約第一課あてに随意契約に拠らざるを得ない理由を記載した「随意契約協議書」により協議を行い、本部において契約第一課長を主査とする随意契約検証チームを設置の上、当該チームによりこの内容が適切であるか厳正なチェックのもと、随意契約検証チームの承認を得なければ調達手続を開始できない仕組みとする。

【随意契約検証チーム】

主査	契約第一課長
副査	契約第一課長補佐
チームメンバー	契約第一課総括係長 契約第一課工事契約係長 契約第二課契約第一係長 契約第二課契約第二係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、調達等合理化検討会が策定した計画及び計画の自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（随意契約、2ヵ年連続一者応札・応募案件、一者応札・応募案件となったもの）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

計画及び計画の自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、計画の改定を行うものとする。